

第3節 被害者支援

○被害者支援室の設置に関する訓令

(平成12.8.28
鹿児島県警察本部訓令15)

題名…改正(平成13.10訓令37)

改正 前略…平成28.12訓令20

(趣旨)

第1条 この訓令は、鹿児島県警察の組織に関する訓令(昭和52年鹿児島県警察本部訓令第2号)第12条第2項の規定に基づき、被害者支援室(以下「支援室」という。)の組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

本条…一部改正(平成13.10訓令37)

(任務)

第2条 支援室においては、次の事務を行うものとする。

- (1) 警察本部及び警察署における犯罪被害者支援の企画調整に関すること。
- (2) 犯罪被害者支援の指導、教養に関すること。
- (3) 警察庁及び管区警察局に対する報告連絡並びに各都道府県警察との連絡調整に関すること。
- (4) 犯罪被害者支援に係る関係機関・団体等との連絡調整に関すること。
- (5) 犯罪被害者支援の広報啓発活動に関すること。
- (6) 犯罪被害者等給付金に関すること。
- (7) 国外犯罪被害者慰金等に関すること。
- (8) その他警務部相談広報課長が命ずる事項に関すること。

本条…一部改正(平成13.10訓令37、15.8訓令17、26.3訓令6、28.12訓令20)

(支援室長)

第3条 支援室に支援室長(以下「室長」という。)を置く。

- 2 室長には、警視若しくは警部の階級にある警察官又はこれに相当する事務職員をもって充て、警察本部長が任命する。
- 3 室長は、支援室の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(鹿児島警40)

第2編 警務 被害者支援室の設置に関する訓令

本条…一部改正(平成13.10訓令37、19.3訓令12)

(係)

第4条 支援室に、その所掌事務を処理するため、被害者支援係及び犯罪被害給付係を置く。

本条…一部改正(平成13.10訓令37、18.3訓令9)

(補佐等)

第5条 支援室に、課長補佐、統括係長その他所要の警察職員を置くことができる。

本条…一部改正(平成13.10訓令37、26.3訓令6)

附 則

この訓令は、平成12年9月4日から施行する。

附 則 (平成13.10.26訓令37)

この訓令は、平成13年11月1日から施行する。

附 則 (平成15.8.26訓令17)

この訓令は、平成15年9月1日から施行する。

附 則 (平成18.3.14訓令9)

この訓令は、平成18年3月28日から施行する。

附 則 (平成19.3.28訓令12)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成26.3.12訓令6)

この訓令は、平成26年3月12日から施行し、平成26年3月24日から適用する。

附 則 (平成28.12.22訓令20)

この訓令は、平成28年12月26日から施行する。